

保障内容変更制度

5年ごと利差配当付 年金支払移行特約

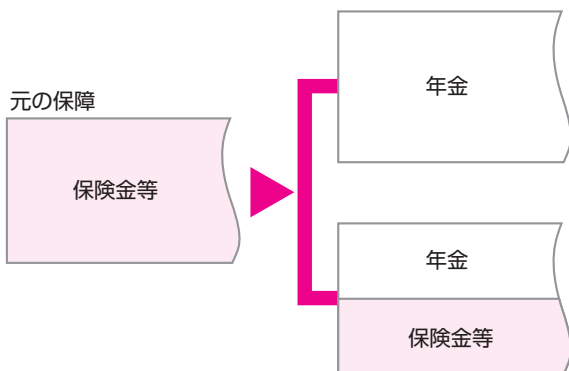
年金に変更することができます

年金に移行できます。

保険料の払込期間経過後*、所定の要件を満たした場合、主契約の保障内容の全部または一部を、年金(老後の生活保障)に移行することができます。

*終身保険(無選択型)、長期平準定期保険(障害保障型)、増定期保険(低解約返戻金型)および米ドル建特殊養老保険は、払済(終身)保険に変更した場合のみ移行することができます。また、他の主契約においても、保険期間と保険料払込期間が同一の場合は、払済保険または定額払済(終身)保険に変更した場合のみ移行することができます。

▶保障内容を年金に移行する場合、5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加する必要があります。



- ! ■年金に移行後の年金額は、移行時の基礎率(予定利率・予定死亡率など)により計算した金額となります。
- 年金に移行するときには、各種特約は以下のとおり取り扱いいます。
 - [消滅する特約]
 - ・平準定期保険特約
 - ・平準定期保険特約(喫煙リスク区分型)
 - ・無解約返戻金型平準定期保険特約
 - ・逓減定期保険特約
 - ・家族収入特約
 - ・生前給付終身保険特約
 - ・生前給付定期保険特約
 - [保険金・給付金等の額が減額または消滅する特約]
 - ・災害死亡給付特約
 - ・傷害特約
 - ・5年ごと利差配当付年金支払特約
 - [保険期間を変更することがある特約(確定年金に変更した場合)]
 - ・入院総合保障特約(87)
 - ・成人病総合保障特約(95)
 - ・がん特約

年金の種類をお選びいただけます。

年金の種類は、確定年金・保証期間付終身年金・保証期間付夫婦年金からお選びいただけます。

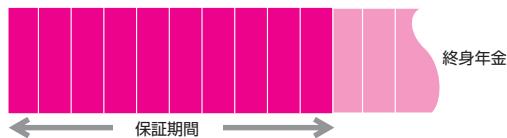
■確定年金

年金支払期間中は、被保険者の生死にかかわらず年金をお支払いします。



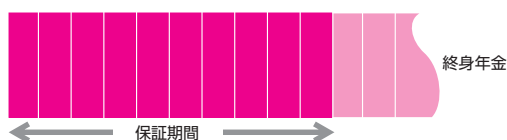
■保証期間付終身年金

保証期間中は、被保険者の生死にかかわらず年金をお支払いします。保証期間経過後は、被保険者が生存している限り年金をお支払いします。



■保証期間付夫婦年金

保証期間中は、被保険者の生死にかかわらず年金をお支払いします。保証期間経過後は、被保険者またはその配偶者が生存している限り年金をお支払いします。



年金の支払開始日をお選びいただけます。

この特約の締結日以後、当社所定の範囲内で年金支払開始日をお選びいただけます。

▶締結日以外の日を年金の支払開始日として選択した場合、年金の支払開始日前に被保険者が死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。

年金を一時金でお受け取りいただけます。

年金の支払開始後、年金のお支払いにかえて年金の未払現価を一時金でお受け取りにすることができます。

- 確定年金……………未払年金の現価
- 保証期間付終身年金…保証期間中の未払年金の現価
- 保証期間付夫婦年金…保証期間中の未払年金の現価

! この制度がご利用できる主契約につきましてはP.4をご覧ください。

新たな保険料のお払い込みは不要です。

年金へ移行するときの責任準備金等をもとに年金額を定めますので、移行後に新たな保険料をお払い込みいただく必要はありません。なお、当社所定の範囲内であれば、一時金をお払い込みいただくことにより、年金額を増額することもできます。

配当金をお支払いする場合があります。

年金に移行した部分の責任準備金などの運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、特約締結後6年目から5年ごとに契約者配当金をお支払いします。

▶ 契約日または5年ごとの契約応当日から5年を経過する前でも、ご契約を解約・減額された場合、または死亡給付金の支払によってご契約が消滅した場合には、配当金をお支払いすることがあります。



契約者配当金は、今後の経済情勢などにより変動(増減)いたします。また、運用実績などによっては、お支払いできないこともあります。

契約者配当金の支払方法は、次のとおりです。

- 年金支払開始日前にお支払いする契約者配当金
当社所定の利率による利息をつけて積み立て、年金支払開始日に増額年金の一時払保険料に充当します。なお、積み立てた契約者配当金は、年金支払開始日前であれば保険契約者から請求があったとき、または死亡給付金をお支払いするときに合わせてお支払いします。
- 年金支払開始日にお支払いする契約者配当金
増額年金の一時払保険料に充当します。
- 年金支払開始日後にお支払いする契約者配当金
次の3種類のうちからお選びいただけます。
 - 当社所定の利率による利息をつけて積み立てておき、ご契約が消滅したとき、または年金受取人からご請求のあったときにお支払いする方法。
 - 年金とともに年金受取人にお支払いする方法。
 - 増額年金の一時払保険料に充当し、主契約の年金とともに年金をお支払いする方法。

特別配当をお支払いすることもあります。

上記のほかに、長期継続などの所定の要件を満たした場合、特別配当をお支払いすることがあります。

年金支払への移行可能時期について

- 保険料の払込方法が、月払・半年払・年払の場合
保険料払込期間満了日以後のいずれかの契約応当日。
- 保険料の払込方法が一時払の場合
契約日から5年経過後のいずれかの契約応当日。
- 払済(終身)保険、定額払済(終身)保険へ変更後に移行する場合
契約日から10年経過後のいずれかの契約応当日。
- 変額個人年金保険の場合
年金支払開始日以降に到来する、いずれかの契約応当日(定額個人年金保険、自動払済年金保険にすでに変更されている場合には、年金支払開始日のみとなります)。



次の場合には年金支払へ移行できません。

- 被保険者の年齢が50歳未満のとき。
- 延長保険、定額延長定期保険や自動延長定期保険に変更されているとき。

米ドル建終身保険、米ドル建養老保険、米ドル建特殊養老保険の場合

年金は円でお支払いします。その場合の換算基準日と為替レートは以下のとおりとします。

換算基準日	為替レート
5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の2営業日前	会社所定の為替レート(会社所定の為替レートは対顧客電信買相場(TTB)を下限として設定しますので、対顧客電信買相場(TTB)を下まわることはありません)。

増額年金とは、年金の種類および年金支払期間を主契約と同一とする年金保険のこと。

増加年金とは、年金の種類、保証期間の満了日および年金支払期間の満了日を主契約と同一とする年金保険のこと。



当制度のご利用を希望される場合は当社担当者までご連絡ください。手続の方法をご連絡差しあげます。



担当者

契約者貸付制度

現金がご入用の際、
貸付を受けることができます

主契約の解約返戻金等^{*1}の所定の範囲内^{*2}で貸付を受けることができます。

▶保険金等や解約返戻金等をお支払いするときは、契約者貸付の元利金が差し引かれます。

^{*1} 変額保険(終身型)(有期型)に特別保険料徴収法が適用された場合、その分の解約返戻金は含みません。

^{*2} 次の特約を付加している場合、特約の解約返戻金も含みません。ただし、変額保険(終身型)(有期型)の場合、特約の解約返戻金は含みません。

- 生前給付終身保険特約の解約返戻金の9割(現行)
- 平準定期保険特約・平準定期保険特約(喫煙リスク区分型)・生前給付定期保険特約の解約返戻金の7割(現行)

利息	当社所定の利率により複利で計算します(現行 年2.5%。米ドル建終身保険、米ドル建養老保険、米ドル建特殊養老保険は、4.0%)。
返済方法	全額返済、一部返済のいずれも可能です。



- 次の主契約・特約は、残余保険期間が当社所定の年数以上(現行10年)の場合のみ貸付を受けることができます。
 - 平準定期保険
 - 平準定期保険(喫煙リスク区分型)
 - 長期平準定期保険(障害保障型)
 - 増定期保険(低解約返戻金型)
 - 生前給付保険(定期型)98
 - 総合医療保険^{*}
 - 平準定期保険特約
 - 平準定期保険特約(喫煙リスク区分型)
 - 生前給付定期保険特約
- ^{*}低解約返戻金特則を付加した場合にはご利用いただけません。
- ご契約後、しばらくの間は解約返戻金はごくわずかなため、貸付を受けられないことがあります。
- 貸付金の元利合計額(保険料の自動振替貸付を利用されているときはその元利金と合算します)が当社所定の金額を超えたときは、元利合計額のうち当社が定める金額をお払い込みいただけます。なお、この旨の通知を発した日の属する月の翌月末日までに所定の金額が払い込まれなかった場合には、保険契約はこの期日の翌日から効力を失います。

! この制度がご利用できる主契約につきましてはP.4をご覧ください。

付表 参照

所定の範囲は主契約により異なります。詳しくは付表をご参照ください。

特別保険料徴収法とは、保険料負担の公平性を保つために、保険料を割り増ししてお払い込みいただくことを条件に保険契約をお引き受けすること。

104 ページ参照

自動振替貸付について詳しくはP.104をご参照ください。

変額保険(終身型・有期型)の場合

- 契約者貸付制度をご利用された場合、「貸付金額」に「各特別勘定の積立金の積立金合計額に対する割合」を乗じた額を各特別勘定から控除します。
- 控除された金額は、貸付金とその利息のご返済があるまで、特別勘定の運用実績にもとづく計算を行わずに、当社所定の利率で計算されます。
- 貸付金の全部または一部をご返済された場合、貸付を行ったときの各特別勘定の積立金の積立金合計額に対する割合で各特別勘定に返済します。
- ^{*}契約者貸付制度をご利用中に特別勘定の積立金の移転を行った場合、移転時のご指定の割合で特別勘定に返済します。
- ^{*}利息繰入(契約応当日には利息を元本に繰入れます)や追加貸付の際は、一旦、貸付金の全部(元利合計額)を返済し、新たに貸付があったものとしてお取り扱いします。
- 貸付金の上限は、解約返戻金が運用実績に応じて日々増減することから変動しますのでご注意ください。
- 契約者貸付制度のご利用が資産運用に及ぼす影響が大きいと認めるときには、最長6か月の範囲内で貸付を行わないことがあります。

変額個人年金保険の場合

- 上記の「変額保険(終身型・有期型)の場合」と同様の取扱となります。
- 年金支払開始日以降は、契約者貸付制度はご利用できません。
- 年金支払開始日の前日までに契約者貸付の元利金が全額返済されていないときは、積立金から元利金を差し引きます。なお、差引後の積立金によって計算される年金額が、当社所定の金額に満たない場合、年金はお支払いせず、差引後の金額を一時に保険契約者へお支払いし、保険契約後は消滅します。
- 定額個人年金保険に変更後も、年金支払開始日前であれば契約者貸付制度はご利用できます。

5年ごと利差配当付学資保険の場合

- 進学学資金を据置中の場合は、契約者貸付制度を利用される前に、進学学資金のご請求を検討ください。

5年ごと利差配当付終身介護保障保険の場合

- 介護事由が該当日の契約者貸付の元利金が介護一時金額・介護年金額を超える場合は、不足額をお払い込みいただけます。なお、不足額をお払い込みいただけない場合は、基本介護年金額を減額し、解約返戻金を元利金の返済に充当しますが、減額後の基本介護年金額が当社所定の額を下まわる場合は、介護一時金・介護年金はお支払いせず、解約返戻金と元利金の差額を保険契約者へお支払いし、保険契約は消滅します。
- 介護事由が該当日以降は、契約者貸付制度をご利用できません。

5年ごと利差配当付個人年金保険の場合

- 年金支払開始日の前日までに契約者貸付の元利金が全額返済されていないときは、責任準備金から元利金を差し引きます。差引後の責任準備金等によって計算される年金額が、当社所定の金額に満たない場合、年金はお支払いせず、差引後の金額を一時に保険契約者へお支払いし、保険契約は消滅します。
- 年金支払開始日以降は、契約者貸付制度をご利用できません。

米ドル建終身保険、米ドル建養老保険、米ドル建特殊養老保険の場合

米ドル建の保険のため、円で契約者貸付金をお受け取りになる場合や契約者貸付の元利金を返済する場合には、為替相場の変動により、契約者貸付金や返済いただく契約者貸付金の元利金が変わる(増減)します。したがって、場合によっては円換算すると、ご返済いただく契約者貸付金の元利金、契約者貸付金を大きく上まわることがありますので、ご注意ください。

54 ページ参照

定額個人年金保険について詳しくはP.54をご参照ください。

更新制度

保障を継続できます

健康状態にかかわらず保障を継続できます。

保険種類によっては、保険契約の保険期間が満了するとき^{*1}に、当社所定の要件を満たせば、被保険者の健康状態にかかわらず保険契約を自動的に更新します^{*2}。

- *1 特約の場合は原則、主契約と同時に更新します。ただし、以下の特約につきましては、主契約の更新時期にかかわらず、特約の保険期間が満了するときに特約のみで更新します。
 - ・平準定期保険特約
 - ・平準定期保険特約(喫煙リスク区分型)
 - ・無解約返戻金型平準定期保険特約
 - ・生前給付定期保険特約
 - ・先進医療特約
 - ・抗がん剤治療特約
- *2 更新時に当社が更新前の保険種類を取り扱っていない場合には更新できません。ただし、保険契約者から特段のお申し出がないときは、この保険と同種類の当社所定の他の保険を締結します。なお、総合医療保険に低解約返戻金特則が付加されている場合は低解約返戻金特則の適用がない総合医療保険に変更して自動更新します。

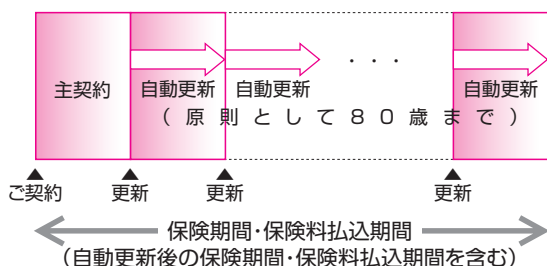
原則として被保険者が80歳になるまで更新します。

更新制度は、更新後の保険期間満了日が、被保険者の年齢が80歳^{*1}の契約応当日の前日となるまで保険契約を自動的に更新します^{*2}。また、更新時に所定の要件を満たせば、保障額を増額して更新することもできます^{*3}。

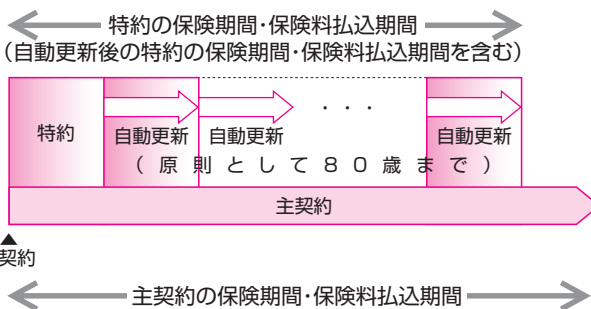
- *1 集団扱の場合は最大85歳まで更新します。また、保険料払込免除特約を付加している保険契約の場合には、主契約およびその主契約に付加されている特約の自動更新は70歳までとなります。
- *2 更新後の保険契約の保険期間は原則、更新前と同一ですが、歳満了の場合や更新後の保険期間満了日の翌日(更新日)における被保険者の年齢が80歳(集団扱は85歳、保険料払込免除特約を付加している保険契約の場合には70歳)を超える場合は所定の方法により保険期間を短縮して取り扱います。ただし、特約の更新は、主契約の保険料払込期間の満了日までとします。なお、主契約の保険期間が終身で、特約のみが更新する保険契約の場合、特約の更新後の保険期間満了日は、原則、被保険者の年齢が80歳の契約応当日の前日となります。また、先進医療特約、抗がん剤治療特約は主契約の保険料払込期間経過後も自動的に更新します。
- *3 喫煙リスク区分型の平準定期保険・特約、非喫煙者割引特則付の無解約返戻金型平準定期保険・特約、先進医療特約、抗がん剤治療特約は増額更新のお取り扱いはいたしません。
 - ▶ 保険料払込免除事由に該当した後でも自動的に更新します。ただし増額更新のお取り扱いはできません。
 - ▶ 更新可能なご契約につきましては、事前に当社よりご連絡します。

この制度がご利用できる保険種類につきましてはP.4またはP.5をご覧ください。

主契約が更新される場合の例



特約のみが更新される場合の例



- すでに給付金等のお支払いがあるときは、その支払日数等を更新後の保険契約の支払限度に通算します。
- 更新しない場合、保険契約者から保険期間満了日の2週間前までに「保険契約を継続しない」旨を所定の書面により通知していただく必要があります。
- 次の場合は更新することができません。
 - ・保険料払込期間を保険期間より短く設定している場合(一時払のご契約を含みます)
 - ・特別な条件(特別保険料徴収法/保険金・給付金削減支払法)が適用されている場合
 - ・総合医療保険に死亡給付金0倍特則が付加されている場合
- 更新後の保険料は更新時の保険料率・被保険者の年齢で計算しますので、通常、更新前よりも高くなります。
- 更新後の保険契約の第1回目の保険料が払込猶予期間中に支払われなかった場合は、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。

12 ページ参照

特別な条件についてはP.12をご参照ください。

変換制度

保険種類を変換できます

保険契約の全部または一部を、他の保険種類に変換できます。

責任開始日から2年以上経過した保険契約であること、被保険者の年齢が80歳以下かつ保険期間満了時(更新される保険契約の場合は、更新可能な保険期間満了時)の2年前までであることなどの所定の要件を満たせば、被保険者の健康状態にかかわらず、主契約・特約の保険金額の全部または一部を所定の保険種類に変換できます。



- 変換後の保険契約の保険料は、変換時の被保険者の年齢・保険料率で計算します。
- 保険料の払込免除事由に該当された場合は、変換できません。

変換時には、解約返戻金をお支払いします。

変換時には被変換部分は解約されたものとして取り扱います。その際、解約返戻金があるときは解約返戻金をお支払いします。



- 解約返戻金は、多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。
- 無解約返戻金型平準定期保険・特約は、保険期間をとおして解約返戻金はありません。

! この制度がご利用できる保険種類につきましてはP.4またはP.5をご覧ください。

変換が可能な主契約・特約と保険金限度額

変換可能な主契約・特約名	変換後の保険契約の保険金限度額
平準定期保険 平準定期保険(喫煙リスク区分型) 長期平準定期保険(障害保障型) ^{*1} 生前給付保険(定期型)98 平準定期保険特約 平準定期保険特約(喫煙リスク区分型) 生前給付定期保険特約	$\left[\begin{array}{l} \text{変換日における} \\ \text{被変換部分の死亡保険金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{被変換部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right]$
無解約返戻金型平準定期保険 無解約返戻金型平準定期保険特約	変換日における被変換部分の死亡保険金額
家族収入保険 家族収入特約	$\left[\begin{array}{l} \text{被変換部分の基準年金月額に所定の倍率を乗じた額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{被変換部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right]$
通減定期保険 通減定期保険特約	$\left[\begin{array}{l} \text{変換日における} \\ \text{被変換部分の死亡保険金額の8割} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{被変換部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right]$
通増定期保険(低解約返戻金型) ^{*1}	次の①②のうち、いずれか低い方の金額 ① 保険契約締結時の基準保険金額 ^{*2} ② $\left[\begin{array}{l} \text{変換日における} \\ \text{被変換部分の死亡保険金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{変換請求時における} \\ \text{被変換部分の解約返戻金相当額} \end{array} \right]$

*1 払済終身保険に変更後は、この制度はご利用できません。

*2 すでに保険契約の一部を変換している場合は、変換済の保険金額を差し引きます。

変換後の保険契約

以下の保険種類の中からお選びいただけます。

- 有期払込終身保険
- 積立利率変動型終身保険
- 平準定期保険
- 平準定期保険(喫煙リスク区分型)^{*3}
- 長期平準定期保険(障害保障型)^{*4}
- 変額保険(終身型・有期型)
- 生前給付保険(終身型)98^{*5}
- 養老保険
- 5年ごと利差配当付養老保険
- 生前給付終身保険特約^{*6}



変換後の保険契約としてお選びいただける保険種類は、変換請求時に当社が変換後の保険契約の保険種類として取り扱っている保険種類に限りです。

*3 平準定期保険(喫煙リスク区分型)には、変換前の主契約・特約が次に該当する場合のみ変換できます。また、平準定期保険(喫煙リスク区分型)に変換可能な主契約・特約は、平準定期保険には変換できません。

- 喫煙リスク区分型の主契約・特約
- 非喫煙者割引特則付の長期平準定期保険(障害保障型)
- 非喫煙者割引特則付の無解約返戻金型平準定期保険・特約
- 優良体・非喫煙者割引特則(非喫煙者優良体保険料率または非喫煙者標準体保険料率)付の家族収入保険・特約、通減定期保険・特約

*4 長期平準定期保険(障害保障型)には、変換前の保険契約が長期平準定期保険(障害保障型)の場合のみ変換できます。また、変換前の保険契約に非喫煙者割引特則が付加されていた場合には、変換後も非喫煙者割引特則付長期平準定期保険(障害保障型)となります。

*5 生前給付保険(終身型)98には、変換前の保険契約が生前給付保険(定期型)98または生前給付定期保険特約の場合のみ変換できます。

*6 生前給付終身保険特約には、変換前の保険契約が生前給付定期保険特約の場合のみ変換できます。

解約返戻金相当額とは、保険料の自動振替貸付または契約者貸付がある場合には、これらの元利金を差し引く前の金額のこと。

基準保険金額とは、通増定期保険(低解約返戻金型)の契約時に定めた保険金額のこと(保険期間の途中で保険金額を変更した場合は変更後の金額)。



この制度のご利用を希望される場合は当社担当者までご連絡ください。手続の方法をご連絡差しあげます。



担当者